

平成27年6月23日
運輸審議会審理室運輸審議会発表案件

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定（奈良市域交通圏、広島交通圏及び大分市）事案に関する答申について

事案の種類	指定する地域	期 間	決 定
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「奈良市域交通圏」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで	指定することが適当である
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで	指定することが適当である

平成27年6月2日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（奈良市域交通圏、広島交通圏及び大分市を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間指定すること）について、運輸審議会は審議の結果、本件については指定することは適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しましたので、お知らせします。

また、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

なお、同じく平成27年6月2日付で諮問がありました一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（神戸市域交通圏）については、審議を継続しています。

[お問合せ先]

運輸審議会審理室 林、木村、近藤

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、(直通) 03-5253-8810

(F A X) 03-5253-1676

[特定地域の指定の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

(代表) 03-5253-8111 (内線 41242)、(直通) 03-5253-8569

(F A X) 03-5253-1636

国 運 審 第 2 2 号
平成 2 7 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 0 6 号

平成 2 7 年 6 月 2 日付け国自旅第 3 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、奈良市域交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「奈良市域交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、奈良市域交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、奈良市域交通圏を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 奈良市域交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が366両で適正車両数の上限である330両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は34.3%であり、平成13年度と比較して18.0%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが91.0%と1/2以上である。

③ 人口が約36万人の奈良市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが6,978,330キロであり、前年度と比較して0.3%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車実車キロが65.7キロであり、平成13年度と比較して16.3%減少している。

⑥ 奈良市域交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年4月23日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、奈良市域交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が奈良市域交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 2 3 号
平成 2 7 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 0 7 号

平成 2 7 年 6 月 2 日付け国自旅第 3 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、広島交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」をいう。以下同じ。）を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、広島交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、広島交通圏を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 広島交通圏は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が3,171両で適正車両数の上限である2,845両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は30.7%であり、平成13年度と比較して16.1%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが72.3%と1/2以上となっている。

③ 人口が約118万人の広島市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが66,367,406キロであり、前年度と比較して1.5%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車營收及び日車実車キロがそれぞれ26,851円及び77.7キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ19.3%及び22.5%減少している。また、走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が0.0791件であり、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値0.0509件を上回っている。さらに、走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が8.098件であり、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値7.567件を上回っている。

⑥ 広島交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月27日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、広島交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することに

より、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が広島交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

国 運 審 第 2 4 号
平成 2 7 年 6 月 2 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 7 第 5 0 0 8 号

平成 2 7 年 6 月 2 日付け国自旅第 3 2 号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、大分市（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」をいう。以下同じ。）を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、大分市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、大分市を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三

条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)のうち、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する営業区域について、3年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。)の同意があること。

3. 当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 大分市は、所管局によると、平成25年度末のタクシー車両の台数の合計が841両で適正車両数の上限である708両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。

① 平成25年度の実働実車率は30.9%であり、平成13年度と比較して18.0%減少している。

② 平成25年度の赤字事業者車両数シェアが72.2%と1/2以上である。

③ 人口が約48万人の大分市を含む営業区域である。

④ 平成25年度の総実車キロが14,962,130キロであり、前年度と比較して1.2%の減少となっている。

⑤ 平成25年度の日車営収及び日車実車キロがそれぞれ21,416円及び61.3キロであり、平成13年度と比較してそれぞれ12.8%及び21.0%減少している。

⑥ 大分市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月1日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

(2) 以上の状況に鑑みると、大分市については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が大分市を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めるとともに、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。